



庄原市

移住・定住支援一覧

移住・定住トータルサポート窓口

庄原市 企画振興部 自治定住課

Tel: 0824-73-1257

(平日 8時30分～17時15分)

Mail: teiju@city.shobara.lg.jp

<http://www.city.shobara.hiroshima.jp>



庄原ファンクラブ

詳しくはこちらから！



庄原が好き Instagram

#庄原が好きで投稿してね♪



庄原市公式 LINE

友達登録よろしくお願いします！



住宅等の支援



🏠 庄原市定住促進奨励金 自治定住課

- 定住するための住宅の取得などを行った転入定住者に対し、奨励金を交付します。
 - ・新築住宅取得 80万円
 - ・中古住宅取得 40万円
 - ・住宅改修 40万円
- ※対象経費が新築80万円、中古住宅・改修40万円以上のものが対象となります。
- ※その他加算もあります。

🏠 空き家バンク 自治定住課

- 庄原市内の空き家を移住者向けに紹介中です。
- 
- 
- <https://shobara-akiya.jp/>
しょうばら空き家バンクHP

🏠 五萬の里団地 総領支所 地域振興室

- 宅地 7 区画を整備し分譲中(うち4区画売約済み)
 - ・同一団地内には市営住宅 20 戸と集会所を建築済み
 - ・上水道、公共下水道を整備済み

🏠 庄原暮らしお試し体験施設

- 移住希望者向けのお試し住宅が整備されています。安価で滞在ができ、田舎暮らし体験や地域の人との交流ができます。
- 
- 運営：口和自治振興区
TEL：0824-87-2213

🏠 住宅リフォーム支援事業 都市整備課

- 自己の住宅をリフォーム(経費 30 万円以上)する方に補助します。以下の要件があります。
 - ・庄原市内に本店もしくは本社が登記されている法人または、市内に納税申告している個人事業者に発注すること。
 - ・リフォームに要した経費の 10%(上限 10 万円)を補助

🏠 飲料水供給施設整備費補助金 環境政策課

- 飲料水が不足する地域で、水源を整備する個人、または団体に補助対象経費の 2 分の 1(上限 80 万円、2 戸以上共同で申請される場合は1戸につき 72 万円)を交付します。
 - ・掘削に係る経費が対象(給水ポンプ、配水管および送水管、貯水槽、滅菌機等は除く。)
 - ・整備箇所が水道事業計画給水区域以外であること。
 - ・一日当たり 300ℓ以上の水量が確保でき、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。

🏠 市町村設置型浄化槽 下水道課

- 公共下水道、農業集落排水の区域外の個人住宅の所有者を対象とし、分担金 30 万円を負担すれば合併浄化槽を市が設置します。個人は下水道同様に使用料を支払います。
 - ・申請期間は毎年度 9 月末までです。
 - ・予定数に達した場合は申込を締め切ります。

🏠 住民告知端末 行政管理課

- 緊急情報や行政情報を音声でお知らせする住民告知端末(以下「端末」という)の使用申請をすると、NTT 西日本フレッツ光サービス初期設定費用を市が補助します。(端末設置工事費は市が負担します。)
 - ※住民票に記載されている住所地(家屋)で端末を使用するなど要件があります。
 - ※端末を使用するには、NTT 西日本フレッツ光サービスに加入する必要があります。

🏠 その他住宅・設備支援

- 定住促進住宅(都市整備課)
- 生活道整備補助金(建設課)
- 地域木材住宅建築普及奨励金(林業振興課)
- 生ごみ処理機器購入補助金(環境政策課)

子育て支援



👨‍👩‍👧‍👦 ほのぼのネット 児童福祉課 -子育て世代包括支援センター-

- 庄原市では、子育て世代包括支援センターほのぼのネットを開設し、保健師、助産師、保育士、社会福祉士の専門スタッフが、妊娠、子育て中の困ったことや、悩みを相談できる窓口を設けています。
- 電子母子手帳 庄原ほのぼのネットアプリ
 - ・母子保健手帳と併用して、スマートフォンで妊娠、出産、子どもの成長記録や予防接種のスケジュールも管理できます。

👨‍👩‍👧‍👦 乳幼児等医療費助成 保健医療課

- 中学3年生までの乳幼児・児童が医療機関を受診する際の医療費(自己負担分)を助成します。
 - ※令和5年7月から対象年齢を中学3年生までから高校3年生相当まで引上げ
 - ・自己負担額は通院 1 日 500 円(1 ヶ月 4 日まで) 入院 1 日 500 円(1 ヶ月 14 日まで)です。

👨‍👩‍👧‍👦 ファミリー・サポート 児童福祉課

- 必要に応じて子どもの預かり等を行います。(1 時間600円)
- 育児を応援してほしい人(依頼会員)と、育児を応援したい人(提供会員)が会員になり、相互に関わり合って、安心して子育てをするための相互支援活動です。
 - ・利用料の 2 分の 1 を市が補助します。

👨‍👩‍👧‍👦 子育て支援センター 児童福祉課

- 子育て家庭や地域の方が気軽に集い交流できる場です。
 - ・市内 11 箇所に設置しています。
 - ・子育てに関する相談、情報提供、子育て家庭の友達づくりや交流の場の提供、子育てサークルの活動等支援します。

👨‍👩‍👧‍👦 病児病後児保育 児童福祉課

- 小児科クリニックに併設した病児病後児保育専用施設が 1 カ所あります。(利用料 2,000 円/日)
 - そのほか、施設内に病後児保育室を設置している保育所等もあります。

👨‍👩‍👧‍👦 放課後児童クラブ 児童福祉課 放課後子供教室 生涯学習課

- 小学生を対象に、授業終了後や長期休業中の居場所を確保します。
 - ・利用者負担金は月 3,000 円です。(8 月のみ月 4,000 円です。)
 - ・学区により放課後児童クラブ又は放課後子供教室のどちらかになります。
 - ・減免制度があります。

👨‍👩‍👧‍👦 その他子育て支援

- 出産祝金(児童福祉課)
- チャイルドシート購入助成事業(児童福祉課)
- 入学祝金(教育総務課)※小学校・中学校入学時
- 出産・子育て応援支援金(保健医療課)
- 子どもの予防接種(保健医療課)
- 児童手当(児童福祉課)
- 一時預かり(児童福祉課)

妊娠から出産、子育てまでフルサポート

“庄原ほのぼのネットアプリ”
これからの子育てに役立つ機能が沢山！
是非ご利用ください。
右記 QR コード又は「母子モ」で検索！
その他妊娠、育児の相談は「庄原市
子育て世代包括支援センター」まで！
☎:0824-73-1214



＼ 母子モ(ボシモ)で検索！ /

母子モ 検索

お問い合わせ 都市整備課 ☎0824-73-1172 総領支所地域振興室 ☎0824-88-3065
林業振興課 ☎0824-73-1124 環境政策課 ☎0824-72-1398
下水道課 ☎0824-73-1175 建設課 ☎0824-73-1150 行政管理課 ☎0824-73-1159

お問い合わせ 保健医療課 ☎0824-73-1155 児童福祉課 ☎0824-73-0051
教育総務課 ☎0824-73-1182 生涯学習課 ☎0824-73-1188

就業等の支援



創業サポート補助金 商工観光課

○庄原市内で創業する中小企業者などに対し、補助します。(業種指定があります)

- ・店舗等設置費補助事業
取得・新築は上限200万円、店舗の改装のみは上限100万円(対象経費の3分の1以内)
- ・店舗等借上料補助事業
上限月額4万円(対象経費の2分の1以内、2年間を限度)
- ・市場調査費補助事業
上限50万円(対象経費の3分の1以内)

ハローワーク情報提供 自治定住課

○月に2回、ハローワーク庄原出張所より最新の求人情報の提供を受け、希望者に提供します。

新規就農者育成事業奨励金

-経営開始型- 農業振興課

○新たに庄原市で、独立・自営就農及び、親元就農した者の就農初期の経営経費の軽減を図るため、就農後、月額6万円を最長3年間給付します。

- ・対象者は原則 45 歳未満とし、自営就農もしくは親元就農される認定新規就農者です。

就活支援 商工観光課

○庄原市では、庄原でいきいき働く協議会と連携して、地元での就職活動を支援します。

詳しくは、庄原でいきいき働く協議会公式

HP(<https://shobara-ikiiki.jp/>)

をご覧ください。



就農施設等整備事業補助金 農業振興課

○認定新規就農者が農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費の一部を就農から3年間補助します。

- ・対象経費を3年間の合計2,400万円以内とし、補助率は5分の2です。ただし、経営継承の場合は4分の1となります。

お問い合わせ

商工観光課 ☎0824-73-1178
林業振興課 ☎0824-73-1124

農業振興課 ☎0824-73-1131

庄原市に転入された方へお得な情報

いざなみカード(愛称 な・み・か)をご利用ください。

○「いざなみカード」は庄原市内の加盟店で使える電子マネー機能付きポイントカードです。

○カードを申し込まれた転入者には5,000円分のプレミアムポイントを付与したカードをお届けしています。

※転入手続きの際に加入案内文書をお渡しします。



お問い合わせ 庄原市キャッシュレス決済推進協議会(東城町商工会内) ☎08477-2-0525

庄原市 企画振興部
自治定住課 定住推進係
☎0824-73-1257

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
FAX:0824-72-3322
Email:teiju@city.shobara.lg.jp

* お近くの支所総務室でも相談が可能です *

西城支所 ☎0824-82-2121 東城支所 ☎08477-2-5111

口和支所 ☎0824-87-2111 高野支所 ☎0824-86-2111

比和支所 ☎0824-85-2111 総領支所 ☎0824-88-2111

※本紙に記載の各制度には更に詳細な決まりがあり、ここに記載の条件を満たしていても対象にならない場合があります。関心のある制度があれば、必ず事前にお問い合わせ下さい。